

令和3年6月15日改正

東京新潟県人会 年会費規則

第1条 会則第7条による年会費は、この規則の定めるところによる。

第2条 年会費は、次のとおりとする。

1. 個人会費

(1) 本 部 会 員	5,000 円
(2) 名 誉 相 談 役	30,000 円
(3) 相 談 役	30,000 円
(4) 名 誉 会 員	10,000 円
(5) 役 員	
① 会 長	100,000 円
② 副 会 長	50,000 円
③ 常 務 理 事	20,000 円
④ 理 事	10,000 円
⑤ 監 事	20,000 円
⑥ 参 事	8,000 円

2. 団体会費

(1) 市町村(栗島浦村以外)	50,000 円
(2) 市町村(栗島浦村)	10,000 円
(3) 地区県人会・郷人会	10,000 円
(4) 職 域 ・ 同 窓 会	10,000 円
(5) 企業及び事業経営者	20,000 円

第3条 年会費は、会報の年間購読料を含むものとする。